

官報

号外 昭和四十三年五月七日

第五十八回 衆議院會議録 第三十号

昭和四十三年五月七日(火曜日)

昭和四十三年五月七日
午後二時 本会議

○本日の會議に付した案件

西村農林大臣の林業基本法に基づく昭和四十二年年度年次報告及び昭和四十三年年度林業施策について並びに沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十二年年度年次報告及び昭和四十三年年度沿岸漁業等の施策についての発言及び質疑
沖繩地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法案(内閣提出)

午後二時十五分開議
○副議長(小平久雄君) これより會議を開きます。

西村農林大臣の林業基本法に基づく昭和四十二年年度年次報告及び昭和四十三年年度林業施策について並びに沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十二年年度年次報告及び昭和四十三年年度沿岸漁業等の施策についての発言

○副議長(小平久雄君) 農林大臣から、林業基本法に基づく昭和四十二年年度年次報告及び昭和四十三年年度林業施策について、また、沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十二年年度年次報告及び昭和四十三年年度沿岸漁業等の施策について発言を求められております。これを許します。農林大臣西村直己君。

(國務大臣西村直己君登壇)

○國務大臣(西村直己君) 昭和四十二年年度林業の動向に関する年次報告及び昭和四十三年度において講じようとする林業施策につきまして、その概要を御説明いたします。

まず、この年次報告に述べております林業の動向について申し上げます。
四十一年における木材需要は、建築需要の増加等により、きわめて旺盛でありましたが、国内における木材生産は若干の増加にとどまり、外材輸入量が大幅に増加をいたしました。このような事情から、木材価格もかなりの上昇をいたしましたので

あります。この木材価格の上昇に伴い、四十一年度の林業所得は著しく増加いたしました。

また、毎年の造林面積は減少傾向を示しておりますが、各県における公社造林の進展など、新しい動きも見られ、さらに、林道はまだ十分とはいえないが、逐次整備されつつあります。

一方、林業経営の動向について見ますと、林業機械の導入など、林業生産技術の進展が見られますが、私有林経営の規模は零細なものがきわめて多く、経営基盤が脆弱である等、林業構造の一そりの改善が必要な状況にあります。林業従事者の動向につきましては、山村農民の流出が著しく、林業労働力の不足が目立っております。

次に、林業に関して講じた施策であります。これは、最近、特に四十一年度以降において、政府が林業振興上実施したおもな施策を述べたものであります。

最後に、昭和四十三年度において講じようとする林業施策の概要について申し上げます。

政府といたしましては、近年における林業の動向等にかんがみ、林業基本法の趣旨に従い、所要の諸施策を講ずることとしております。特に木材需給の安定を期するため、外材輸入の適正円滑化と相まって、森林施策の合理化、計画化を推進するとともに、林道の整備拡充、造林の推進等の施策を講じ、もって国内の林業生産の増大及び生産性の向上をはかることとしております。

また、林業構造改善等のため、林業構造改善事業、入会林野整備事業等の推進をはかることも、国有林野の積極的な活用のための施策を講じ、あわせて山村労働力の流出に対処して、林業従事者の養成、確保等の施策を充実することとしております。

さらに、近年の経済成長、災害発生の実情に對処し、森林の国土保全機能の確保をはかるため、治山事業の拡充実施等の施策を推進することとしております。

以上、昭和四十三年度林業の動向に関する年次報告及び昭和四十三年度林業施策について並びに沿岸漁業等振興

報告及び昭和四十三年度において講じようとする林業施策について、その概要を説明いたしました次第であります。

次に、先般国会に提出いたしました昭和四十二年年度漁業の動向に関する年次報告及び昭和四十三年度において沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十二年年度年次報告及び昭和四十三年年度沿岸漁業等の施策についての発言

まず、昭和四十二年年度漁業の動向に関する報告について申し上げます。この年次報告は、第一部、漁業の動向に関する報告書と、第二部、沿岸漁業等振興法に基づく施策とに分かれております。

水産物の最近の需給状況を見ますと、昭和四十一年の漁業生産量はこれまでの最高を記録いたしましたものの、その需要は、国民所得水準の上昇とともに増大しており、生産の伸びを上回る傾向にあります。このような需給の動向を背景として、水産物の輸入は、高級魚介類を中心として増加しており、四十一年にはこれまでの最高となっており、また、水産物の価格は、生産地ではかなり上昇いたしました。消費者価格は、四十一年中の上昇率が高率であったことや、冷凍品の供給量が増加したこと等により、上昇率は小幅の上昇にとどまりました。

次に、漁業経営体数及び就業者数について申し上げます。いずれも近年その減少傾向が鈍化したとしております。すなわち、経営体数は前年と同水準であります。その内訳を見ますと、業種により増減が見られ、経営体全体の構成が変化しつつあります。また、漁業就業者数も昨年よりわずかに減少いたしました。引き続き高齢化、女子化の傾向が進んでおります。

また、沿岸漁家の平均所得は、近年上昇の傾向にあり、四十一年には都市勤労者世帯の所得と均衡するに至りましたが、これを一人当たり所得で見れば、都市勤労者に比べるとまだかなり低位にあるのであります。

昭和四十三年五月七日 衆議院會議録第三十号

林業基本法に基づく昭和四十二年度林業施策及び昭和四十三年度林業施策についての発言に対する柴田健治君の質疑

九九四

中小漁業経営におきましては、業種、階層により経営の好、不調がありますが、収益性は、趨勢としてはほぼ安定した推移を見せております。また、雇用の賃金水準はかなり上昇しておりますが、労働環境にはなお改善の余地が多く残されております。

以上が第一の概要であります。

第二部は、このような漁業の動向の中で政府が沿岸漁業等について講じた施策を述べたものであります。

最後に、昭和四十三年度において沿岸漁業等について講じようとする施策は、以上のような漁業の動向を考慮いたしまして、政府が昭和四十三年度において講じようとする施策を明らかにしたものであります。その大要は、新漁場の開発等水産資源の増進増大、漁港等漁業の生産基盤の整備、沿岸漁業及び中小漁業の近代化に重点を置いて諸施策の推進をはかることについてであります。

以上、昭和四十三年度漁業の動向に関する年次報告及び昭和四十三年度において沿岸漁業等について講じようとする施策についての概要を説明いたしました次第であります。(拍手)

林業基本法に基づく昭和四十二年度年次報告及び昭和四十三年度林業施策について並びに沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十二年度年次報告及び昭和四十三年度沿岸漁業等の施策についての発言に対する質疑

○副議長(小平久雄君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。順次これを許します。柴田健治君。

〔柴田健治君登壇〕

○柴田健治君 私は、日本社会党を代表して、ただいま報告されました昭和四十二年の林業の動向に関する年次報告及び昭和四十三年度において講じようとする林業施策に関して、総理大臣をはじめ関係各大臣に対して質問を行なうとします。

のであります。(拍手)

今回の年次報告は、前年度に比べて、形式的ではあるが、分析においても数値的にも克明に述べられており、報告書としては整備されてきているように見られるのであります。しかし、現在の林業の動向を分析すると同時に将来の林業のビジョンを浮き彫りにし、それに向かって新しい構想に基づく林業施策を確立する努力を、国民の前に示すという意欲が全くないことを冒頭に強く指摘しておきたいのであります。

そこで、まず最初に総理大臣にお尋ねいたします。

わが国の林政の基本目標は、林業基本法の趣旨に従い、森林資源に関する基本計画及び重要な林産物の需給に関する長期の見通しの策定、林業が産業として自立するための基盤整備、林業構造改善事業の実施等、関連する諸施策を講じながら、国民経済における林業の地位を高めることにあるのであります。しかるに、国土の七割近く山林原野を持ちながら、国内生産は停滞し、国際収支が赤字だといひながら、無計画、無秩序な外材の輸入を行ない、そして木材価格が暴落するなど、およそ政府の予期せざる現象が次々とあらわれております。日本経済の急激な変化と将来の発展を思ふたとき、これらの実情を現在の林業施策にどのようにつけて、今後どのように推進しようとするのか、総理の所信を明らかにしていただきたいのであります。(拍手)

次に、国有林野の活用法案についてお尋ねいたします。

最近、わが国の経済の動向と社会情勢の推移に伴い、国有林野に対する諸要請は一段と高まり、特に農林業の構造改善に活用せよとの声があることは、私たちがよく知っております。しかしながら、池田元総理は、国有林野の活用は、払い下げ方式による払い下げをしないとの所信を明らかにし、佐藤総理は、本院において二回にわたり、農

林業の構造改善のために活用するとの見解を明らかにしているところであり、国有林野は現行の法規でも農林業の構造改善に十分活用できるのであります。また、今国会に提案されている農業振興地域の整備に関する法律案の第二十二条第二項に、農業振興地域の農業の振興に資するための国有林野の積極的活用をはかることが規定されておりますが、政府当局の説明によれば、国有林野の活用法案がなくとも、現行制度の中で十分活用できると聞き及んでおるのであります。なぜわざわざ別途に国有林野の活用法案を提出したのか、全く当局の真意が理解できないのであります。

この法案は、国有林野を農林業の構造改善に利用するという美名のもとに、過去にあったような黒い霧の温床をみずからつくり、国民を欺くものではないかと私たちは疑わざるを得ないのであります。賢明な佐藤総理としては、国民が疑問を持つような国有林野の活用法案は、良心に従って撤回すべきである、これを強く要望するとともに、総理の所信を伺いたい。(拍手)

万一、国有林野の活用法案を撤回できないとするならば、佐藤総理に警告を申し上げたい。およそ、山を治め水を治めるとは、古きことばであり、また新しきことばであること、政治家は十分知らなければならぬと思うのであります。しかるに、一方では無制限に外材を輸入し、国内の木材価格を圧迫し、流通を混乱させ、物価の高騰を招き、国民生活に多大の悪影響を与え、歴史ある国有林野制度を破壊し、さらに山林原野を崩壊と荒廃に導くがごときことは断じて許されないのであります。山を治める資格のない者は、これまた国を治める資格がなく、佐藤総理は直ちに政権の座をおりるべきであり、ここに強く反省を求めるものであります。(拍手)

次に、農林大臣及び通産大臣にお尋ねいたします。

林業基本法第十条により昭和四十一年四月閣議決定した「森林資源に関する基本計画並びに重要

な林産物の需要及び供給に関する長期の見通し」を公表しておりますが、この需給計画は今後五十年先の見通しでありながら、わずか一年にして大幅に狂ってきているのであります。この見通しによれば、昭和五十年において自給率が最低となり、需要の三割程度の外材輸入を必要とすることになっておりますが、年次報告によれば、すでに四十一年度において自給率は七〇％を割り、四十二年度の外材輸入量は四〇％近くの比重を占めておりといわれております。十年先の見通しが一年目にして早くも狂ってしまったとは、見通しがまことに甘かったのか、無責任な計画であったのか、もつと信頼性のある計画を立て直す必要があると思ふが、農林大臣の所見を伺いたい。

このような自給率の低下を見た原因を分析すると、昭和四十一年上半期にとられた景気刺激政策によって、民間設備投資を中心とした木材需要が大幅に増大したことが考えられます。しかし、見のがしてはならないのは、供給面において、需要に対応すべき国産材の生産が依然として停滞していることである。年とともに伸展するわが国経済の中において、このように林業だけがそれに追いつけないのみか停滞する現状は、まことに残念であります。政府は、いまや画期的な抜本的対策を実施すべきときに直面していると考えられるが、農林大臣の所信を伺いたい。

また、需給のギャップを埋めるためには、必然的に外材輸入の増大にたよるを得ない現状であり、昭和四十二年の外材輸入量は、全供給量の四〇％近くの約十億ドルとなっていることは御承知のとおりであります。わが国の林野率は六八％で、世界の平均林野率の三二％を大幅に上回り、世界有数の森林国でありながら、世界最高の丸太輸入国となっております。政府は、従来、国会に於いて、外材輸入は国内生産の補足的役割りを果たすものであると答弁してきたにもかかわらず、輸入量は大きく増大し、外材は木材需給上重要な地位を占めてきており、もはや補足的なものとは

いえないのであります。

ところが、輸入相手国に目を転ずれば、ラワン材輸入については、主産地であるフィリピンにおいて、森林資源の保護と自国の木材工業育成の観点から丸太の輸出制限問題が起きており、米材についても、その大半を占めるアメリカの北西部の太平洋岸において、中小製材工場の保護のため丸太輸出制限運動が起っており、さらにソ連材についても、日ソ新五カ年貿易協定以後、ソ連側は製材品の輸出を強く要望していると聞いておるのであります。

今後、丸太の輸入が減少し、製材加工品の輸入が増大すれば、国内の供給構造に変化を生じ、中小製材工場の倒産を招くおそれがあると思われるが、これに対する対策はどうか。いずれにしても、外材輸入に対する確固たる考え方を持たせて積極的な対策を講じなければ、将来に禍根を残すことになると思うが、通産大臣と農林大臣の所見を伺いたいののであります。(拍手)

次に、木材価格と住宅建設計画について、経済企画庁長官と建設大臣にお尋ねいたします。

従来、やや安定的に推移してきた木材価格が、四十年以降、外材輸入の増大にもかかわらず、高騰を続けており、卸売り物価上昇の大きな原因となっており。特に、国内産の素材に至っては、昭和三十五年に比べ五割以上の値上がりを来たとしております。勤労大衆が自分の住宅を持ちたいと熱望しているときに、このように木材価格が暴騰することは、土地価格の高騰と相まって、ますます国民の夢を、また願いを破ることになるものであります。これに対して、経済企画庁長官の所見と、あわせて建設大臣に、住宅建設計画に重大な影響があるかないか、お尋ねをいたすものであります。

次に、大蔵大臣にお尋ねいたします。

林業生産の停滞ないし後退の最大の原因は、生産基盤の整備が非常におくれていかにあるのであります。これは、要するに、予算の裏づけが

少ないため山村振興法も十分生かされず、林道の整備、林業の構造改善も十分行なわれず、しかも、森林資源の基本計画策定の年に人工造林の面積が減少するがごときは、一にかかつて予算の不

足に原因するものであると考えざるを得ないのではありません。国の財政投資計画が十分でないといわざるを得ません。今年度の林野庁の一般会計予算総額はわずかに五百億円で過ぎず、これまで、いまだおこなわれている日本林業の再建ができていないのか。これに対する見解を伺いたいののであります。

なお、造林事業は、国、地方公共団体及び林家の協力によって推進されるのであって、今後の拡大造林、団地造林等を推し進めるために造林準備の引き上げを断行すべきと思うが、大蔵大臣の見解をお尋ねいたします。

また、造林事業を推進するためには、その中核となる機関が必要であります。幸い、近年、各都道府県に造林公社の設立を見、全国で三十二の造林公社ができていくことは、将来に希望が持てると思われ。しかし、この公社を育て、健全な公社としてその目的と役割りを果たさせるためには、融資造林も補助造林も、全面的に事業資金の確保と、公社職員自身の身分の保障、林家の固定資産税の減税等を十分考慮する必要があると思われ、農林大臣の見解を伺いたいののであります。

次に、林業従事者の所得の向上と労働力の確保について、関係大臣にお尋ねをいたします。

池田内閣以来、高度経済成長政策によって、各産業間の所得格差、地域格差及び個人の所得格差が生じたことは、御承知のとおりであります。水は低いほうに流れ、人は賃金の高いほうに流れることは、これは原則であります。このために、山村地帯の人口が流出し、若者たちを都市に追いや

り、農山村の疲弊を招き、国民経済の中における林業の地位を低下させたことは、はなはだ残念でなりません。このような本質的な問題を解決しない限り、日本林業の発展は望めないと断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

先般、十五年、二十年も林業労働者として働いた人たちに、永年勤続の表彰を林野庁長官がされましたが、表彰された人たちは、「表彰状では食べていけない、もっと実のある待遇をしてください」と、涙を流して表彰状を林野庁長官に返したと新聞報道が伝えたことは、私たちが忘れることができません。近年、都市の労働者の賃金の格差は大きく開いてきております。しかも、雇用の差別、給与の差別、身分上の差別を政府が現状のまま続けるとするならば、繁栄の底の貧困は深まり、将来大きな社会問題になるおそれなしといえないのであります。日本もアメリカと同様に、黒人問題のように、形を変えた社会問題になることを強く指摘するものであります。これらの問題を解決するために、国有林、民有林を問わず、林業労働者の労働組合の組織を高め、完全な通年雇用に切りかえ、林業労働者の身分保障を確立すべきであります。

労働大臣にお尋ねいたします。現在、労働省には雇用安定計画があるのか、なければ計画を立てる必要があると思われるが、見解を伺いたい。そして、雇用安定計画の策定にあたっては、林業労働者を全部特殊技能者として職種の位置づけをすべきであると思っております。

林業基本法においても、就業促進、雇用の安定、労働条件の改善、社会保障の拡充等必要な施策を政府は責任を持って講ずべきであると明確にしているのではありません。そのためには、労災保険、失業保険、健康保険、厚生年金等社会保障制度の確立と、林業労働者に対する適用の拡大が必要と思われ、この点についてどのように考えているのか、農林大臣、厚生大臣、労働大臣の所見を伺いたいののであります。

次に、災害対策について、農林大臣及び建設大臣にお尋ねいたします。

近年、山林災害が異常な発生を見ていることは、御承知のとおりであります。多発する各種の山林災害に対して、政府にはどのような抜本的対策の構想があるのか。風水害、雪害、病虫害、火災等が起れば、そのつど政府は天災論一辺倒で国民の目をこまかしてはいるのであります。社会開発の進展に対応し、国民経済と国民生活を安定させるためには、災害対策に最善の努力をしなければならぬと思っております。しかるに、災害の予防対策も災害復旧対策も十分とはいえないのであります。今回、政府は治山治水緊急措置法の一部を改正し、新たな構想のもとに五カ年計画を策定し、事業を推進するといわれるが、建設省と農林省は十分調整ができていくのか、また事業は完全にできるのか。なお、今年度の予算で調査費が計上されている林業災害補償制度の構想はどうなっているのか、農林大臣の見解を伺いたいののであります。

最後に、山林火災について自治大臣にお尋ねいたします。

近年、山林火災の発生件数は増大し、森林資源が焼失し、その損害額ははく大であり、また山地の荒廃を招き、まことに憂慮にたえないものがあります。各種災害のうち、火災に対する対策は零にひとしく、政治の谷間になっている感が強いのであります。資源の確保と保護対策は政府の責任であります。山林火災の予防と防遏対策は、国が地方公共団体と連携して取り組む必要があると考えられます。これらの問題を解決するために、財政措置を含めて、基本構想を明確にしたいのであります。担当大臣である自治大臣の見解を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) 柴田君にお答えいたします。

昭和四十三年五月七日 衆議院會議録第三十号

林業基本法に基づく昭和四十二年次報告及び昭和四十三年度林業施策についての発言に対する衆田健治君の質疑

九九六

私へのお尋ねは、林業の基本政策、これが第一点、第二点は国有林野の活用問題でございます。

御承知のように、経済の発展に伴いまして、最近木材の需要が急激に増大してまいりました。我が国の林業の状況は奥地林道の不足、さらにまた労働力の不足等から、この需要に十分こたえることができない。そのために外材を輸入する、このような状態になっております。それは御指摘のとおりであります。そこで、私どもは御指摘の林業基本法の定むるところに従いまして、さらにその施策を強力に遂行していく必要があるものであります。申すまでもなく、林業基本法では、その生産政策、構造対策、さらにまた労働対策等を克明に指示しております。それを強力に実施することによりまして、木材の総生産を需要に対応するよう引き上げるとともに、林業就業者の地位を高めますようにこの上としまして、たゞいま御指摘になりましたように、産業としての林業、これを確立していかなければならない、かように思います。

第二の国有林野の活用問題であります。御指摘になりましたように、国有林野は地方によりましてたいへん差がございます。東北地方の林野は大部分国有林野だ、かような状態です。このようにある地域におきましては、農林業の構造改善のために、また農山村地域の開発のために、積極的に国有林野を活用していかなければならないと思えます。(拍手) 私が申し上げるまでもなく、林業基本法の第四条では、すでにその方向を定めております。その趣旨にのっとりまして、この活用内容をさらに具体化する。同時にまた、活用する場合に、国としての基本的態度を明確にする、こういう意味でたゞいま国有林野活用法案を提案して、御審議をいたしておる次第でございます。地域的にいふん差等がございますから、中国地方の状態から国有林野をお考えにならないで、東北地方の実態に合うように、どうかこの活用法案を御審議願いたいと思えます。

(拍手)

〔国務大臣(西村直己)君登壇〕

○国務大臣(西村直己)君 第一は長期見通し、これは四十一年につくりましたものでございまして、五十一年の見通しであります。長期の見通しでありまして、したがって、現在の時点では食い違いを生じておる。その点はおっしゃるとおりでございますが、これは経済が急激に伸びましたのと、それから素材生産が停滞きみである、この点にギャップが出たことは事実でございます。ただ、これはきわめて長期の見通しでございますので、いましばらくこの状況をよく慎重に検討した上で、改定案等については今後考えてみたいと思えます。

それから、需要は増大したけれども、国内生産は停滞しておる、自給率は下がっておる、抜本対策を講ずるのだ、これにつきましては、たゞいま基本的には総理からもお話がございましたが、われわれといたしましては、林業基本法に基づきまして、何と申しまして生産の増強にウエートを大きく入れたいと思えます。そして生産性の向上、したがって、そのためには奥地林道の開設等については極力今後とも力を入れると同時に、林業経営、特に民有林の経営は規模が零細であり、基盤が脆弱でありますので、これに対する近代化等々を進めてまいると同時に、林業労働力対策といふものがお説のように大事でございしますので、これに對しまして大いに努力を払ってまいりたい。要するに、各般の林業政策を総合的に実施してまいりたいと思えます。

第三は、丸太の問題であります。これは丸太が入ってこない、減ってきて、そうして製材品が入ってくる、中小企業に影響を与えはせぬか。確かにそれぞれの相手国の事情によりまして、丸太製品のみでなく、製材品が入ってくる。したがって、これに對しましては、国内製材業の体質改善は所管の通産大臣等の御関係もありますが、近代

化促進というものをわれわれやらなければならぬと同時に、製材輸入に對しましては再製材ができるような大割材と申しますか、そういうものをできるだけ輸入するような形で、国内の製材業に影響することを少なからしめるように輸入の面で努力を払ってまいりたいと思えます。

次に、造林公社の問題にお触れになりましたが、確かに最近二十数府県で造林公社をつくって、大いに造林をやっていたとおる。これはわれわれとしては健全に育成したいと思っておるのであります。ただ問題は、これの資金の問題であらうと思つておる。何と申しまして造林金の確保については、何と申しまして造林の仕事は、長期かつ低利を要するのでありますから、この資金面の確保につきましては、今後とも、関係方面とも十分連携をとりながら、この政策の推進をはかってまいりたい。同時に、公社の職員の問題もございしますので、これらも社会保障制度を含めまして遺憾のないように都道府県知事に指導を加えてまいりたいと思えます。

それから、林業労働者全体に対する社会保障制度の確立でございますが、これは関係大臣からも触れられると思えますが、現在のところ、民間林業労働者に対しまして社会保障制度の適用につきましては、労災保険を除きましては、強制適用または当然適用から除外されておる。失業保険、厚生年金あるいは健康保険であります。それから通年の雇用形態が少くないということ、保険料負担に對するところの業者が零細である、こういうような諸事情があります。したがって、各種制度の庇護を受けてないという点はそのとおりであります。しかし、林業労働の質を向上すると同時に確保することとは、われわれの大事な責任でもありますので、私どもといたしましては、関係事業者に對しまして十分この点の啓蒙指導、同時に業界のいわゆる基盤の強化と申しますか、それからもう一つは作業の通年になるような仕組みをすとか、あるいは森林組合の労務班を進めて、安定した労務組

織の結成、こういう林業経営自体の基盤育成、こういうものとあわせてこの社会保障というものを考えてまいりたいと思えます。

次に、山が災害で荒れているのに対してどうするのだという御趣旨の御質問であります。これは、御存じのとおり、新しい治山五カ年計画というものを国会で法律を兼ねまして御審議を願つておるものであります。特に一番問題になりますのは、都市周辺の開発地域におきまして集落等の災害予防、これは非常に大事なことでありますので、重点的に災害予防につきましては注意をしたいと思います。と同時に、保安林の機能というもののつきましては、十分その維持増進をはかつて、改良事業を進めてまいり。そうしてこれを中心にして四十三年度を初年度とする治山五カ年計画を策定いたしまして、治山事業を進めてまいりたいと思つておるものであります。

これで特に建設省との関係でございますが、もちろん治山事業と治水事業、特に砂防事業とは密接な関係がございします。したがって、従来も密接にこれは連携をとるよう、人事交流等をはかつてまいつておるのであります。新五カ年計画の策定にあたりましては、特に事前に十分な計画調整を行なうとともに、水系一貫、こういうような考え方で治山治水の総合的効果があがるようにつとめてまいり所存でございます。

以上、要点を申し上げました。(拍手)

〔国務大臣(小川平二)君登壇〕

○国務大臣(小川平二)君 お答えいたします。林業におきましては、作業の季節性、あるいはまた民間林業におきましては零細規模の経営が多いという点のために、労働者の雇用がきわめて不安定な現状でございます。農林省と連携をとって雇用の安定につとめております。国有林につきましては、直営直用を原則といたしまして、各種の事業の組み合わせによって雇用期間の長期化をはかること等を検討いたしまして、雇用の安定につとめることといたしております。民有林に

つきましては、農林省が林業労働力対策を実施しておりますが、協力いたしまして、これを拡充強化し、都道府県ごとに林業労働力連絡会議を通じて、情報の交換を行なうほか、市町村とも連携いたしまして、林業労働の需給調整につとめることといたしております。当面、林業労働者の雇用安定のための年次計画的なものはございませんけれども、今後も以上の方角で雇用の安定をはかっていく所存でございます。

林業労働者がその技能にふさわしい適正な処遇を受けるといふことは、もとより望ましいこととありますが、労働者といいたしましては、林業労働者の雇用安定対策とあわせて、待遇を改善し、社会的経済的な地位を高めてまいりたいと存じます。

それから、林業については、性質上、季節性が強い、また雇用関係、賃金支払い関係等の明確ならざるものが多いために、失業保険においては当然適用となっております。しかし、林業労働者に対しては、その事業が季節性のある程度克服しており、はつきりした雇用関係を持つておるものにつきましては任意加入を認めて、逐次適用の拡大をはかっているところでございます。労災保険の適用につきましては、常時労働者を使用している事業または年間延べ三百人以上の労働者を使用する事業は、すべて強制適用事業といたしております。

なお、中小企業退職金共済制度の普及をはかりますことは、労働者一般の福祉の向上をはかる上で大切なことと存じます。林業労働者につきましても、雇用の形態が日雇い形式のものが多いのでございまして、極力加入の促進につとめております。

以上申し上げました諸制度におきましては、給付の内容の改善については、これから先も十分慎重に検討を進めてまいりたいと存じます。(拍手)

〔国務大臣園田直君登壇〕

昭和四十三年五月七日 衆議院会議録第三十号

○国務大臣(園田直君) お答えをいたします。

林業は非適用業種であつて、ただいまのところ任意適用になっておりますが、御意見のとおり、これを被用者保険に完全適用するというものにつきましては、林業が短期間で季節的作業であること、または林業労働者等の雇用形態が明確でなく、請負的なものが多い、こういうこと等もありまして、技術面から困難な面もあつて、幸い、医療保険につきましては被用者制度の改正を検討しておりますし、年金保険につきましては明年度の再計算期に検討いたしますので、この機会に十分検討する所存でございます。

〔拍手〕

○国務大臣(保利茂君) 木材事情が住宅建設の非常に大きな妨げになりはしないかという御懸念でございますが、住宅建設に占めます木材費の割合は、木造家屋で二六％、耐火建築で五〇程度であります。近年、新材料の利用ないしは不燃化建築物等の普及で、総体的には年々減少してまいっておりますから、政府が考えております住宅建設を遂行してまいります上には、そう不安は感じていないわけでございます。

次に、治水五カ年計画の実施にあたりましては、先ほど農林大臣からもお答えになりましたように、特に砂防事業につきましては、計画の策定、実施の事前に関省の間で十分打ち合わせをいたしまして、万遺憾なきを期する所存でございます。

〔拍手〕

○国務大臣(赤澤正道君) 森林火災の原因は、理論的には自然発火もありましようけれども、実際は大部分たばこの吸いがら、また、たき火のあと始末にあるわけでございます。林野においての火気取り扱いの注意につきましては、積極的な広報、また火災発生のおそれがある気象時では、火の使用の制限並びに警戒態勢をとるなどの、出火防止対策について指導はいたしております。

〔国務大臣赤澤正道君登壇〕

○国務大臣(赤澤正道君) 森林火災の原因は、理論的には自然発火もありましようけれども、実際は大部分たばこの吸いがら、また、たき火のあと始末にあるわけでございます。林野においての火気取り扱いの注意につきましては、積極的な広報、また火災発生のおそれがある気象時では、火の使用の制限並びに警戒態勢をとるなどの、出火防止対策について指導はいたしております。

警防対策としては、迅速な通報連絡の確保、消防活動に必要な資機材の整備なども指導しております。また、これに対処するため、多数の消防要員の計画的な出動、また指揮体制の確立などをはかる必要がありまして、市町村消防計画、地域防災計画にこれを盛り込んで、関係機関との連携のもとに対処するように、今後とも十分指導してまいりたいと考えております。また、林野庁との間でも、こういったことにつきましては、研究会を持つて検討を重ねております。

財政措置についてのお尋ねでございますが、昨年度から携帯無線を各消防分団に備えつけますように、交付税上の措置を行ないましたほか、関係市町村に対しては小型動力ポンプの補助金を配分いたしまして、重点的に考えていくようにいたしております。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇〕

○国務大臣(水田三喜男君) 林業関係の予算についてのお尋ねでございますが、もっぱら民有林関係の公共事業費についての御指摘ではないかと考えます。

表面的に、確かに昨年の予算に比べて増加しておりますが、これは本年度から制度が変わつたためでございます。従来は森林公園に一般会計を通じて出資が行なわれておりましたが、今度は国有林事業の特別会計から直接に出資するということになりましたので、この出資分を除いて比較いたしますと、昨年度の予算に対して約八割の伸びでございます。公共事業全般の伸びを上回っているという状態でございます。

さらに、内容から見ますと、林業生産の基盤である林道の拡充をはかつたこと、構造改善の推進を行なつていくこと、それから最近の災害にかんがみまして、治山事業を強化しておるということが考えます。林業に対する予算は、私は後退してないといふふうに考えております。それから、林業についての単価の問題でございますが、本年度は労務費一二・七％、苗木代は

九・三％の引き上げを行なつて、山林所有者が造林ができるように配慮したつもりでございます。

〔拍手〕

○国務大臣(椎名悦三郎君登壇)

○国務大臣(椎名悦三郎君) 丸太の輸出をだんだん減らして、製材をして、そしてわが国に輸出するという情勢にありまして、これに対しては農林大臣から具体策が述べられました。私は、日本の中小企業の製材業、これがまあいよいよ追い上げられておる、これがあくまでなわ張りを守る意味において拮抗していくということもさることながら、基本的にはやはり、近代化あるいは構造改革、そして日本の中小の製材業のあり方をもつと向上させるということが必要である、かように考える次第であります。(拍手)

〔国務大臣宮澤喜一君登壇〕

○国務大臣(宮澤喜一君) 現在国産原木の卸売り価格は、昭和四十年ごろの四割五分高ぐらいになつております。輸入は、昨年でおそらく十億ドルをこえたと推定されます。これは石数にいたしますと、国内の総需要のはば四割でございますから、この問題も放置できない現状であると考えております。

それで、農林省はもちろんでございますけれども、施策がかなり各省に広がつておりますので、港湾とか植物防疫とか輸入政策とか、私どものほうでも物価担当官、それに各省から集まつてもらひまして、木材部会というのを設けて、すでに対策を総合的に検討し始めておるわけでありませう。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 佐々栄三郎君。

〔佐々栄三郎君登壇〕

○佐々栄三郎君 私は、日本社会党を代表して、ただいま御説明のありましたいわゆる漁業白書等に対し、沿岸漁業、中小漁業、国際漁業の三つ

林業基本法に基づき昭和四十二年年度年次報告及び昭和四十三年度林業施策についての報告に対する佐々栄三郎君の質疑

九九七

昭和四十二年五月七日 衆議院會議録第三十号

沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十二年年度沿岸漁業等の施策についての発言に対する佐々栄 九九八

に分けて質問したいと思うのであります。
(拍手)

まず第一は、沿岸漁業についてであります。
わが国の沿岸漁業は、経営体数からいって、実に全漁業者の九割六分を占めるおびただしい人々がこれに従事しておられるのであります。そこで、この領域における漁獲高が漸次減少しないは停滯的であることも一つの問題でありますけれども、私がこの白書において特に注目をいたしたものは、これに従事する人々が、いまだの程度の所得を保障され、どのような暮らしをしているかという点であります。ただし、政治の終局目標は、それが人間生活の向上にどのように寄与したかという問題に帰着するからであります。

白書は、これについて、沿岸漁業の漁家所得は人口五万人以上の都市勤労者所得の所得水準を上回ったとしておられます。そこには、かつて沿岸漁業の危機が叫ばれた当時の危機意識はなく、むしろ多分に楽観ムードがただよっているようにさえ思われるのであります。はたしてそうか。まずこの数字の中には、近時増加の傾向を示している養殖業による所得と、経済的基盤を異にする養殖漁業の所得、さらに不安定な最近の魚価の値上がりが含まれておられることを見落としてはなりません。

しかも、白書は、これをさらに分析いたしました。この漁家所得を世帯員一人当たりしてみると、それは都市勤労者の七割五分、さらに就業者一人当たりで見ると、都市勤労者の五割八分、つまり半分程度にしかならないことを正直に告げ白いたしておるのであります。自己の資本と、自己の危険負担の上に立つ独立企業体としての沿岸漁業者が、このような生活しか営むことができないというところが問題なのであります。白書がいわんとするところが、それでも以前よりはよくなったのだというにありたいしますならば、以前と現在とを含めて、沿岸漁業者をこのような慢性的窮乏のもとに放置して、てん然として恥じない政治権力に対して、その責任を問わざるを得ない

いのであります。

しかも、こうした慢性的窮乏の上に沿岸漁民はいまや二つの方面から致命的な攻撃を受けておるのであります。その一つは、工場化のための海面の埋め立てや、船舶の油、工場、下水等からの汚水によって、あたらしい漁場が次々と奪われておる問題であり、その二は、都市産業への青年労働力の流出、すなわち沿岸漁業の老人化、女子化の問題であります。

そこで、以上を総括して次のことをお尋ねいたしたいと思ひます。

一つは、現在沿岸漁業に従事しておる四十代以上の労働力が漁業労働力として役に立たなくなつたとき、沿岸漁業は一体どうなるかという問題であります。また、この段階において水産庁が目標をいたしておられます沿岸漁業の技術体系の高度化や合理化ははたして可能かどうかという問題であります。

二つには、政府は沿岸漁業政策を経済政策一般の中でどのように位置づけておるかという問題であります。経済の高度成長のためには、沿岸漁業はいつまでも以上のような低い生活水準に満足をし、また公害や漁場の喪失等による手痛い犠牲を甘受しなければならぬのかどうかということでもあります。

なお私はこの際、沿岸内水漁業が当面する二、三の問題について、以下御所見を承りたいと思ひるのであります。

第一は、阿賀野川事件についてであります。政府は、この事件についても、水俣病、イタイイタイ病等、従来の公害に対処してきた態度と同じように、国民不在の企業第一主義の立場を貫こうとしておるように見受けられるのであります。総理がこの問題に最終的にどのような裁断を下すかは、公害の不安におののく全国の国民がひとしく刮目いたしておるところであります。(拍手)この際、総理の御見解を率直に表明していただきたいと思ひます。

第二は、海上交通法案についてであります。こ

の法案は、人間優先をたてまゝとする陸上交通法規の逆を行く、企業優先、強いの勝ちの海上交通規制であります。そのために、瀬戸内海その他関係水域の漁民から猛烈なる反響が行なわれたことは御承知のとおりでございます。政府は、本法案の提出は今国会はこれを見送つたようでありながら、それは関係漁民の訴えをすなおに受け取つた上での撤回か、あるいは参議院選挙への影響を考へて、次の国会まで提案を延期したにすぎないのか、この際明らかにしていただきたいのであります。

第三は、漁港整備計画についてであります。漁港整備は第一次、第二次はもちろん、いま行なわれております第三次計画の進捗状況を見ましても、陸上における社会資本投下の状況と比べて雲泥の差があるように思われるのであります。政府はこれをどのように考へておるのか、承りたいと思ひます。

第四は、総理が昨年の総選挙におきまして公約をいたしました農民年金は、漁民をもその対象とするかどうかということでもあります。

沿岸漁業につきまして、以上のことをお尋ねいたしたいと思ひます。

次にお尋ねいたしたいのは、中小漁業についてであります。

歴代自民党内閣が、国内政策においては大企業中心の政治、外交政策においては対米追随外交を行なつてきたことは周知の事実であります。そして、沿岸漁業はまさしく自民党内閣の大企業中心政治の受難者であり、中小漁業、特に近海、沖合漁業は、疑いもなく対米追随外交の犠牲者であると申してもよいと思ひます。自民党内閣の対米追随外交によつてわが国の近海漁業が受けた激しい一撃としてわれわれの記憶になまなましいものは、かの日韓漁業協定でありました。だが、これより早く、わが国の近海漁業は、日米安保保障条約に基づく地位協定と吉田内閣以来のなしくずし再軍備によつて、合計三十海城、一万八

千平方キロにわたる広大な漁業水域を、主としてアメリカの海、空軍と一部自衛隊の射撃場、演習場として奪われたまま今日に至つておることを忘れてはならないのであります。(拍手)かつての倉石農林大臣は、「ばかばかしい憲法」とか、「軍艦や大砲を持たねば」と放言をし、また増田防衛庁長官は、「日本海の漁民保護のために自衛艦の出動もあり得る」と言つたのであります。日本海に出漁中の漁船の網を切つたり、これを取り囲んで脅かしたのは、ほかならぬこの人たちの好きなアメリカの第七艦隊であつたことを忘れてはならないのであります。(拍手)

これは過去の問題ではなく、現在の問題であります。一昨日の朝日新聞はこういう記事を載せております。すなわち、「再び日本海にアメリカの空母、駆逐艦などが入る可能性が出てきたので、海上保安庁は、日本海で操業する漁船保護のため、隠岐島海域の特別警戒を再開することになった」、このように報道いたしておるのであります。対米追随外交が日本の近海漁業にどのような被害を与えておるかは、これ以上私が言うまでもないと思ひます。ジョンソン大統領の和平声明以後、世界の情勢は、佐藤総理やその閣僚の石頭ぶりをあざ笑いつつ、いまや急角度に転換をいたしておるのであります。この際、これらの海域を本来の権利者である漁民の手に返す方向へ政府の姿勢を転換すべきであると思ひます。またこれに関連する問題として、新島への米軍射撃場の移転について、政府は、地元及びこの周辺海域に出漁する十県、三千隻にのぼる漁民の悲願を聞き入れ、アメリカの要求を拒絶すべきだと思ひます。総理並びに防衛庁長官の見解を承りたいと思ひます。

中小漁業は、いま、漁獲高、経営状況ともに頭打ちの状況であります。そして、そこに働く漁業労働者の賃金その他の労働条件も、白書の多分に修飾的な記述にもかかわらず、その実態は依然として前近代のであります。そして、それが疾病、

災害、海難事故発生最大の原因となっていることも従来と同様であります。政府はこれにいかに対処しようとしているか、あわせてお伺いをいたしたいのであります。

最後に、国際漁業についてお尋ねをいたします。

まず、日ソ漁業条約についてであります。日ソ間の漁業交渉は、カニ漁業、サケ・マス漁業につき、例によって相互不信のあと味悪い思いを残しながら、一応の妥結を見たのでありますが、こうした相互不信をなくし、日ソ漁業関係をすっきりさせるためには、この際すでに期限の切れた日ソ漁業条約の改定に踏み切ることが大切であり、その時期が来ていると思っておりますがどうですか。

第二は、インドネシアとの漁業関係であります。五月五日の新聞は、インドネシア海域への出漁を自粛していたわが国のマグロ漁船が、日本・インドネシア間の外交交渉での解決が見込み薄であることを理由として、強行出漁の挙に出ようとしている旨を報じているのであります。この海域での漁業で生計を立てていた中小漁業としては、よくよくせつば詰まった上での決意といわなければなりません。そこで、この際、インドネシアとの漁業交渉の進行状況と今後の見通しを承りたいのであります。特に私は、この漁業交渉は、この国が佐藤内閣に要求している援助と何らかの関連があるように思っておりますが、事実はどうですか。

また、インドネシアは、一面援助を要求するとともに、他面この海域へ出漁するわが国の漁船から入漁料を徴収する意向を持ち、しかもこの二つの問題にも何らかの関連があるように聞かれています。これらの問題をこの際明らかにしていただきたいのであります。

第三は、日本は国際漁業について、領海三海里、公海自由の原則に立っており、またこの原則は、わが国漁業の特殊性からいって、従来ある程

度の妥当性を持っておったのであります。しかしながら、今日の状況を見ますのに、一方では、日本の沖合いにソ連、韓国の漁船が出漁し、他方では、日本の遠洋漁業に対する規制がますます強化されておる現状からいって、この際、このような新事態に対応できる基本的態度を再検討すべき時期に来ておるのではないかと思っておりますが、これに対する御見解を承りたいと思っております。

国際漁業については、以上の三点をお伺いしたいと思っております。(拍手)

(内閣総理大臣佐藤栄作君登壇) お答えいたします。

沿岸漁業は、やや数字がちよっと私どもの持っている数字と違いますが、総生産量の三分の一、また漁業就業者といたしましてはその七割を占めておる。これが沿岸漁業の提供しておるその就業の場所でございます。したがって、この総漁獲量、動物性たん白資源を確保する、維持することと同時に、また、この就業者の生活、その地位を向上さすということ、これは私どもに課せられたたいへん重要な仕事だと思っております。したがって、いままでも近代化をはかるとか合理化をはかるとか、こういう点に力を入れてまいりました。御指摘になりましたように、あるいは養殖をするとかあるいは人工ふ化をするとか、さらにまた魚礁を人工的につくるとか等々いろいろな手を尽くしておりますが、なかなか思うようにはいかないのが現状でございます。しかし、この上とも、実情に即したように、われわれは、この問題と取り組まなければならない、政府に課せられた重要な課題だ、かように私は考えております。

次にお尋ねになりましたいわれる沿岸漁民を、農民年金が制定されるときにはいかにするかというお尋ねでございますが、ただいま農民年金の問題について、関係省でそれぞれ打ち合わせ中でござ

います。この関係省の間で検討がまとまりました上で、その検討とにらみ合わせた上で、この沿岸漁民の扱い方もきめていく、かようにいたしたいと思っております。

次に、米海軍からわが国の漁業を守れ、こういうお話でございますが、政府は、あらゆる努力をいたしまして、わが国漁業の保護に万全を期する決意でございます。

次に、阿賀野川事件についてのお尋ねがございましたが、ただいまちやうど各関係省の調査を取りまとめ段階になっております。したがって、科学技術庁を中心にしたしまして関係省とただいま取りまとめ中、かように御了承いただきたいと思っております。

その他の部分につきましては、それぞれ他の大臣から答弁いたしますから、お聞き取りをいたしたいと思っております。(拍手)

(内閣総理大臣佐藤栄作君登壇)

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) お答えいたします。

○内閣総理大臣(西村直己君) 沿岸漁業の中で、沿岸漁業が振興されてない、かつは老齢化していきくないか、こういう問題でございます。総理からもお話がございましたが、特に沿岸漁業だけではありませんが、沿岸漁業に対して私どもは近代化を進める。それには漁業近代化資金制度を早急に興していききたい、ただいま調査を進めております。

今後の見通しでございますが、三十八年から四十五年まで八カ年にわたる漁港整備計画が、四十三年度で大体六六〇ぐらいの進捗率になっておりまして、他のいわゆる経済のいろいろな公共事業費から比べると、必ずしも私は十分であるとは思っておりません。そこで、ただいま第四次と申しますか、續いて新しい整備計画を――従来の年数もたっておりまして、現在の漁業情勢にあわせて、漁港整備の計画というものをいすれつくしたいという意味で検討を続けておるのであります。

それから沖合いと申しますか、中小漁業の振興につきましては、昨年振興法をつくっていただきました。そこで昨年は、すでにこの法律に基づきまして、近代化のいろいろな金融上あるいは税制上の特例措置を講じていただいておりますのであります。昨年度は以西底びき網漁業とカツオ・マグロ漁業の二業種を指定した。それから今年度は、新たにまき網漁業を指定業種に追加して、三業種合わせまして六十二億円の公庫資金の融資を行なっており、今後もこれを拡大、充実いたしたいと思っております。

それから、漁船乗り組員の労働条件の改善、これは関係大臣から――特に二十トン以上の漁船につきましては船員法の適用があるわけでありまして、一般に漁船乗り組員の労働条件、環境が悪いではないか、これにつきましては、賃金であるとか居住環境の改善は加えられておりますけれども、まだ十分でない点がございまして、したがって、今後とも賃金体系の合理化、それから労働条件の改善あるいは居住、労働環境の改善につとめてまいりたいと思っております。

それから、国際漁業で、これは外務大臣のほうから中心のお答えがあると思っておりますが、私のほうから触れておきますが、日ソ漁業につきまして先般妥結を見たのであります。御存じのとおり、漁業条約が十年の年間で四十二年十二月で一応満了しておりますが、その後は一応いずれかの国が廃

沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十二年年度年次報告及び昭和四十三年年度沿岸漁業等の施策についての発言に対する佐々木三郎君の質疑 沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法案

○副議長（小平久雄君）　この案は、先般に御審議を蒙りました。沖繩地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法案（内閣提出）

○山村新治郎君　議案上程に関する緊急動議を提出いたします。

この際、内閣提出、沖繩地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法案を議題となし、委員長のご報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長（小平久雄君）　山村新治郎君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長（小平久雄君）　御異議なしと認めます。沖繩地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法

案を議題といたします。

沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法案

右

国会に提出する。

昭和四十三年三月十八日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、沖縄(硫黄島、伊平屋島及び北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む))をいう。以下この条において同じ。)が復帰するまでの間における沖縄に対する経済援助の一環として、国が琉球政府に長期資金を貸し付けることにより、同地域における産業の振興開発及びその住民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(資金運用部資金等の貸付け)

第二条 資金運用部資金(資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第六条第一項の資金運用部資金をいう。次条において同じ。)及び簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金(次条において「積立金」という。)は、琉球政府が、次に掲げる資金を、政令で定める琉球政府の特別会計又は琉球政府の立法により設立された法人のうち琉球政府が出資している政令で定めるものに貸し付けるときは、それぞれ、同法第七條第一項又は簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律(昭和二十七年法律第二百十号)第三条第一項の規定にかかわらず、当該貸付けの財源に充てるため、琉球政府に対する貸付け

に運用することができる。

- 一 農林漁業の振興に必要な資金
- 二 鉱工業の振興開発に必要な資金
- 三 中小企業等の振興に必要な資金
- 四 運輸通信施設の整備に必要な資金
- 五 前各号に掲げるもののほか、産業の振興開発に必要な資金で政令で定めるもの
- 六 住宅の建設に必要な資金

(損失の処理)

第三条 前条の規定による資金運用部資金又は積立金の運用により資金運用部資金又は積立金に損失が生じたときは、政令で定めるところにより、予算の範囲内において一般会計から資金運用部資金又は積立金に繰り入れて、当該損失をうめるものとする。

附則

この法律は、昭和四十三年七月一日から施行する。

理 由

沖縄に対する経済援助の一環として、国が、琉球政府に対し、同地域における産業の振興開発等に必要なる長期資金を貸し付けることができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。沖縄及び北方問題等に関する特別委員長床次徳二君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔床次徳二君登壇〕

○床次徳二君 ただいま議題となりました沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に

対する資金の貸付けに関する特別措置法案につきまして、沖縄及び北方問題等に関する特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、沖縄が復帰するまでの間における沖縄に対する経済援助の一環として、国が琉球政府に長期資金を貸し付けることにより、同地域における産業の振興開発及びその住民の福祉の向上に寄与することを目的としております。

これらの目的を達成するために、資金運用部資金及び簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金を資金運用部資金法第七條第一項及び簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律第三条第一項の規定にかかわらず、琉球政府に対し貸し付けることができるようにいたしてあります。

貸し付けの方法としては、これらの資金を琉球政府に貸し付け、さらに、琉球政府は、政令で定める琉球政府の特別会計または政府関係金融機関等に貸し付けることとしてあります。また、その貸し付けによつて資金運用部資金等に損失が生じた場合には、予算の範囲内において一般会計から補てんすることとしてあります。

なお、本案は本年七月一日から施行することといたしてあります。

以上が本案の要旨であります。

本案は、四月四日日本特別委員会に付託され、四月九日田中総理府総務長官より提案理由の説明を聴取し、以後慎重に審査を進めてまいりましたが、その詳細につきましては会議録に譲ることといたします。

かくて、四月二十五日質疑を終了し、本日採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、鯨岡兵輔君外三名提出による自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の共同提案にかかる附帯決議を付することに決しました。

その内容は、政府は、本法施行にあたり、沖縄経済の基盤依存体質を改善する長期経済計画の樹立を急ぐとともに、経済援助は、財政援助を拡大し、融資については、条件その他特別の配慮を行なうべきであるとするものであります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(小平久雄君) 起立多数。よつて、本案は、委員長報告のとおり可決いたしました。

○副議長(小平久雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十二分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣	佐藤 榮作君
外務大臣	三木 武夫君
大蔵大臣	水田三喜男君
厚生大臣	岡田 直君
農林大臣	西村 直己君
通商産業大臣	椎名悦三郎君
運輸大臣	中曾根康弘君
労働大臣	小川 平二君
建設大臣	保利 茂君
自治大臣	赤澤 正道君
国務大臣	田中 龍夫君
国務大臣	鍋島 直昭君

昭和四十四年五月七日、衆議院會議録第三十号 朗読を省略した議長の報告

出席政府委員
 国務大臣 増田甲子七君
 国務大臣 宮澤 喜一君
 防衛施設庁長官 山上 信重君

○朗読を省略した議長の報告

(通知書受領)

一、去る四月二十六日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
 千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約の締結について承認を求めるの件
 公海に関する条約の締結について承認を求めるの件

一、去る四月二十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
 公職選挙法の一部を改正する法律
 船舶安全法の一部を改正する法律
 総理府設置法の一部を改正する法律
 宇宙開発委員会設置法

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律
 一、去る四月二十六日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
 地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、税務署の設置に関し承認を求めるの件

一、去る四月二十七日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
 沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる日本国政府代表の設置に関する暫定措置法
 国立学校設置法の一部を改正する法律
 地方交付税法の一部を改正する法律
 国立病院特別会計法の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る四月二十七日、内閣から次の報告書を受領した。
 災害対策基本法第九條第二項の規定に基づく昭和四十一年度において防災に関してとつた措置の概況の報告書
 災害対策基本法第九條第二項の規定に基づく昭和四十三年度において実施すべき防災に関する計画の報告書

(政府委員承認)
 一、昨六日、石井議長は、佐藤内閣総理大臣申出の、次の者を第五十八回国会政府委員に任命することを承認した。
 国税庁長官事務代理 高柳 忠夫

(政府委員任命)
 一、昨六日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、六日議長において承認した高柳忠夫を同日第五十八回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。
 (政府委員解任)
 一、昨六日、佐藤内閣総理大臣から石井議長宛、

同日(国税庁長官)泉美之松の第五十八回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。
 (応召議員)
 一、去る四月二十七日、召集に応じた議員は次の通りである。
 富山県第二区選出 正力松太郎君
 (常任委員解任)
 一、去る四月二十六日、議長において、次の常任委員の解任を許可した。
 地方行政委員
 三木 喜夫君
 松本 七郎君
 法務委員
 岡田 春夫君
 西村 榮一君
 山田 太郎君
 横山 利秋君
 岡澤 完治君

通信委員 小川新一郎君
 建設委員 木部 佳昭君
 北側 義一君
 予算委員 横山 利秋君
 岡田 春夫君
 鈴切 康雄君
 決算委員
 河野 洋平君
 高橋 英吉君
 廣川シズエ君
 渡辺 肇君
 山崎 始男君
 永江 一夫君
 大村 襄治君
 菅波 茂君
 竹内 黎一君
 箕輪 登君
 受田 新吉君
 社会労働委員 箕輪 登君
 廣川シズエ君
 佐野 進君
 商工委員 箕輪 登君
 佐野 進君
 予算委員 塚本 三郎君
 永江 一夫君
 一、昨六日、議長において、次の常任委員の解任を許可した。
 地方行政委員 三木 喜夫君
 有島 重武君
 法務委員
 外務委員 山田 久就君
 木原津與志君
 高田 富之君

大蔵委員
 奥野 誠亮君
 古屋 亨君
 佐藤觀次郎君
 岡澤 完治君
 宇都宮徳馬君
 大平 正芳君
 山崎 始男君
 西村 榮一君
 文教委員
 藤波 孝生君
 渡辺 肇君
 山崎 始男君
 世耕 政隆君
 山口 敏夫君
 佐藤觀次郎君

外務委員
 宇都宮徳馬君
 大平 正芳君
 松本 七郎君
 佐々木義武君
 齋藤 憲三君
 三木 喜夫君

大蔵委員
 奥野 誠亮君
 古屋 亨君
 佐藤觀次郎君
 岡澤 完治君
 宇都宮徳馬君
 大平 正芳君
 山崎 始男君
 西村 榮一君
 文教委員
 藤波 孝生君
 渡辺 肇君
 山崎 始男君
 世耕 政隆君
 山口 敏夫君
 佐藤觀次郎君

文教委員
 藤波 孝生君
 渡辺 肇君
 山崎 始男君
 世耕 政隆君
 山口 敏夫君
 佐藤觀次郎君

文教委員
 藤波 孝生君
 渡辺 肇君
 山崎 始男君
 世耕 政隆君
 山口 敏夫君
 佐藤觀次郎君

大蔵委員

鯨岡 兵輔君

農林水産委員

赤路 友藏君 柳田 秀一君

建設委員

葉梨 信行君 石川 次夫君

大野 明君

決算委員

大野 明君 柳田 秀一君

山田 太郎君

赤路 友藏君

(常任委員補欠選任)

一、去る四月二十六日、議長において、次の通り

常任委員の補欠を指名した。

地方行政委員

松本 七郎君 三木 喜夫君

法務委員

横山 利秋君 岡澤 完治君

有島 重武君

西村 榮一君

外務委員

佐々木義武君 齋藤 憲三君

三木 喜夫君 宇都宮徳馬君

大蔵委員

大平 正芳君 松本 七郎君

宇都宮徳馬君 大平 正芳君

山崎 始男君 西村 榮一君

奥野 誠亮君 古屋 亨君

佐藤觀次郎君 岡澤 完治君

文教委員

世耕 政隆君 山口 敏夫君

佐藤觀次郎君 藤波 孝生君

渡辺 肇君 山崎 始男君

通信委員

北側 義一君

齋藤 邦吉君 小川新一郎君

岡田 春夫君 横山 利秋君

山田 太郎君

決算委員

菅波 茂君 大村 襄治君

笑輪 登君 竹内 黎一君

加藤 清二君 受田 新吉君

高橋 英吉君 河野 洋平君

一、去る四月二十七日、議長において、次の通り

常任委員の補欠を指名した。

文教委員

菅波 茂君 大村 襄治君

笑輪 登君 竹内 黎一君

加藤 清二君 受田 新吉君

高橋 英吉君 河野 洋平君

大蔵委員

渡辺 肇君 広川シズエ君

永江 一夫君

社会労働委員

広川シズエ君 笑輪 登君

商工委員

山崎 始男君

予算委員

永江 一夫君 塚本 三郎君

一、昨六日、議長において、次の通り常任委員の

補欠を指名した。

地方行政委員

木原津與志君

法務委員

山田 太郎君

外務委員

齋藤 憲三君 三木 喜夫君

石川 次夫君 山田 久就君

大蔵委員

農林水産委員

柳田 秀一君 赤路 友藏君

建設委員

大野 明君 高田 富之君

葉梨 信行君 葉梨 信行君

(特別委員選任)

柳田 秀一君

一、去る四月二十七日、議長において、次の特別

委員の辞任を許可した。

科学技術振興対策特別委員

大石 八治君 米内山義一郎君

近江巳記夫君 笑輪 登君

山内 広君

一、昨六日、議長において、次の特別委員の辞任

を許可した。

科学技術振興対策特別委員

(特別委員補欠選任)

一、去る四月二十七日、議長において、次の通り

特別委員の補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員

笑輪 登君 山内 広君

北側 義一君 大石 八治君

米内山義一郎君

一、昨六日、議長において、次の通り特別委員の

補欠を指名した。

科学技術振興対策特別委員

近江巳記夫君

(議案提出)

一、去る四月二十七日、議員から提出した議案は

昭和四十三年五月七日 衆議院會議録第三十号 朗読を省略した議長の報告

次の通りである。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案
(加藤万吉君外十一名提出)

農業者に対する固定化負債整理資金の融通に関する臨時措置法案(西宮弘君外十一名提出)

一、去る四月二十七日、内閣から提出した議案は次の通りである。

大気汚染防止法案

騒音規制法案

(議案受領)

一、去る四月二十六日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

診療エックス線技師法の一部を改正する法律案

一、去る四月二十六日、参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

診療エックス線技師法の一部を改正する法律案

一、去る四月二十六日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における極

超短波回線による電気通信に必要な電気通信設

備の譲与に関する法律案

一、去る四月二十七日、予備審査のため参議院か

ら送付された次の議案を受領した。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る四月二十六日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

診療エックス線技師法の一部を改正する法律案
(社会労働委員長提出、参法第二二号)(予)

社会労働委員会 付託

一、去る四月二十六日、委員会に付託された議案は次の通りである。

地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

地方行政委員会 付託

学校教育法の一部を改正する法律案(内閣提出第六五号)

外国人学校法案(内閣提出第六六号)

以上二件 文教委員会 付託

労働基準法の一部を改正する法律案(河野正君

外四名提出、衆法第三四号)

診療エックス線技師法の一部を改正する法律案

(参議院提出、参法第二二号)

以上二件 社会労働委員会 付託

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案

(久保三郎君外十四名提出、衆法第三五号)

運輸委員会 付託

科学技術基本法案(内閣提出第五五号)

科学技術振興対策特別委員会 付託

交通安全基本法案(板川正吾君外六名提出、衆法第三三三号)

交通安全対策特別委員会 付託

沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における極

超短波回線による電気通信に必要な電気通信設

備の譲与に関する法律案(内閣提出第八二号)

(参議院送付)

小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置

等に関する法律案(内閣提出第一〇四号)

以上二件 沖繩及び北方問題等

に関する特別委員会 付託

一、去る四月二十七日、委員会に付託された議案は次の通りである。

国稅審判法案(横山利秋君外十二名提出、衆法第三〇号)

大蔵委員会 付託

一、去る四月二十七日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案

(藤原道子君外二名提出、参法第二三三号)(予)

社会労働委員会 付託

一、去る四月三十日、委員会に付託された議案は

次の通りである。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案
(加藤万吉君外十一名提出、衆法第三七号)

農業者に対する固定化負債整理資金の融通に関する臨時措置法案(西宮弘君外十一名提出、衆法第三八号)

農林水産委員会 付託

(議案送付)

一、去る四月二十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

社会保険労務士法案(社会労働委員長提出)

交通安全基本法案(板川正吾君外六名提出)

労働基準法の一部を改正する法律案(河野正君

外四名提出)

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案

(久保三郎君外十四名提出)

一、去る四月二十六日、参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

社会保険労務士法案

競馬法の一部を改正する法律案

一、去る四月二十六日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

刑事補償法の一部を改正する法律案

刑事補償法の一部を改正する法律案

公海に関する条約の実施に伴う海底電線等の損

壊行為の処罰に関する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の

一部を改正する法律案

清掃施設整備緊急措置法案

船舶保険法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

一、去る四月二十七日、予備審査のため次の本院

議員提出案を参議院に送付した。

国税審判法案(横山利秋君外十二名提出)

一、去る四月三十日、予備審査のため次の本院議

員提出案を参議院に送付した。

労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案

(加藤万吉君外十一名提出)

農業者に対する固定化負債整理資金の融通に関

する臨時措置法案(西宮弘君外十一名提出)

(条約通知書受領)

一、去る四月二十六日、参議院において次の件を

議決した旨の通知書を受領した。

千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約

の締結について承認を求めるの件

公海に関する条約の締結について承認を求める

の件

(議案通知書受領)

一、去る四月二十六日、参議院において次の内閣

提出案を可決した旨の通知書を受領した。

公職選挙法の一部を改正する法律案

船舶安全法の一部を改正する法律案

総理府設置法の一部を改正する法律案

宇宙開発委員会設置法案

農林漁業金融公庫法及び農業信用保証保険法の

一部を改正する法律案

一、去る四月二十六日、参議院において次の内閣

提出案を承認することを議決した旨の通知書を受

領した。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づ

き、税務署の設置に関し承認を求めるの件

一、去る四月二十七日、参議院において次の内閣

提出案を可決した旨の通知書を受領した。

沖縄島那覇に駐在する諮問委員会の委員となる

日本国政府代表の設置に関する暫定措置法案

国立学校設置法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

国立病院特別会計法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る四月二十六日、議員から提出した質問主

意書は次の通りである。

政府の金買上げ停止に関する質問主意書(田中

武夫君提出)

(答弁通知書受領)

一、去る四月三十日、内閣から衆議院議員石田宥

全君提出政府の阿賀野川水銀中毒事件について

の審議、協議に関する質問に対して、重要な問題

を含んでいるので、慎重に検討を要するため、昭

和四十三年五月二十一日までに答弁する旨の国

会法第七十五條第二項後段の規定による通知書

を受領した。

一、去る二日、内閣から衆議院議員田中武夫君提

出政府の金買上げ停止に関する質問に対して、

慎重な検討を要するため、昭和四十三年五月七

日までに答弁する旨の国会法第七十五條第二項

後段の規定による通知書を受領した。

(答弁書受領)

一、今七日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員田中武夫君提出政府の金買上げ停止

に関する質問に対する答弁書

政府の金買上げ停止に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和四十三年四月二十六日

提出者 田中 武夫

衆議院議長 石井光次郎殿

政府の金買上げ停止に関する質問主意書

政府は、四月二十六日の閣議で、政府の産金強

制買上げを停止することを決定したが、この措置

について次の点をお伺いする。

一 今回の措置は、政府買上げ金価格と憲法第二

十九條第三項の「正当な補償」についてのさきの

質問と関係があるのか。今回の措置をとるにい

たつた理由は何か。また、本年度貴金屬特別会

計予算(歳出)をどう処理するのか。

一 今回の措置は、金管理法施行令の臨時特例で

行なりときいているが、あくまで臨時的なもの

なのか。その期間ほどの程度を考えているの

か。また、どのような状態になれば政府買上げ

を復活させるのか。

一 今回の措置は、対外決済の準備のために金を

必要としないものに行なわれたのか。金保

有についてどのように考えているのか。また、

この措置は円とドルとの結びつきを一段と強化

することを意味するのか。

昭和四十三年五月七日 衆議院會議録第三十号 朗読を省略した議長長の報告 議案に関する報告書

右質問する。

昭和四十三年五月七日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

衆議院議長 石井光次郎殿

衆議院議員田中武夫君提出政府の金買上げ停止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員田中武夫君提出政府の金買上げ停止に関する質問に対する答弁書

一 「さきの御質問」は、「政府の買上げ価格一グラムにつき四〇五円は、現在の産金コストから考へて、憲法第二十九条第三項の「正当な補償」とはいいがたいのではないか。」との御趣旨であつたと解されるが、そうであれば、今回の措置は「さきの御質問」と直接の関係はない。

ところで、政府の買上げ価格一グラムにつき四〇五円が憲法第二十九条第三項にいう「正当な補償」にあたるか否かは、前回の答弁書に述べたとおり、理論的には産金コストの対比ではなく、金の国際自由価格との対比で考えられるべきであると解されるところ、最近における金

をめぐる事態をみれば、国内産金の強制買上げの制度を維持する限り、憲法と条約（国際通貨基金協定）のいずれを優先すべきかの問題を生ずる可能性がないとはいえない。政府が今回の措置をとつたのは、このような問題が生じないようにすることを念慮するとともに、本年三月の金プール参加七カ国によるワシントン会議の決定及びその後の国際金融情勢にかんがみ、国際協力の見地から、とりあえず、政府の強制買上げを暫定的に停止することが必要であると認めたからである。

また、本年度貴金屬特別会計予算（歳出）における金の買入費については、金管理法に基づく国内産金地金買上げ並びに金地金の輸入等に必要経費が（項）貴金屬買入費として約六三億円一括計上されているが、このうち政府の買上げ停止に伴い使用しないこととなる額については、今後における金の国際自由価格の推移をみたりえて、海外からの金の買入れに使用することも可能であると考えている。

二 今回の措置は、一に述べたとおり、あくまで暫定的なものと考へているが、停止の期間については、最近における金をめぐる国際金融情勢

がきわめて流動的であるので、現段階においてこれを明示することは困難である。

今後いかなる時期にいかなる措置をとるべきかは、国際金融情勢の推移を見守りつつ検討することとしたい。

三 今回の措置は、以上に述べた趣旨に基づくものであつて、現段階において、対外決済の準備のために、金を必要としないということを意味するものではない。政府としては、従来から、外貨準備の増加に伴いできれば金保有高の増加を図りたいという立場をとつてきたところであるが、このような政府の方針は、今回の措置により変更されるものではない。

政府買上げの停止は、その分の金保有高の増加をもたらしなないことにはなるが、他方、外国通貨当局及び国際通貨基金から、対外決済準備用の金を買入れることは可能であるので、これにより、わが国の金保有高を増加させることができるかと考へる。また、この措置は、以上述べたところからあきらかなように、円とドルの間に、かくべつあらたな関係を生じさせるものではない。

右答弁する。

沖縄地域における産業の振興開発等のため
の琉球政府に対する資金の貸付けに関する
特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、沖縄が復帰するまでの間における沖縄に対する経済援助の一環として、国が琉球政府に対し、沖縄の産業の振興開発及び住民の福祉の向上に必要な長期資金を貸し付けることを目的としたものでその内容は次のとおりである。

1 国は、資金運用部資金及び簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金の運用により琉球政府に対し、貸し付けることができる。

2 この資金は、琉球政府が次に掲げる資金を、政令で定める琉球政府の特別会計又は琉球政府関係機関に貸し付けるとき、当該貸付けの財源に充てるものとする。

- (1) 農林漁業の振興に必要な資金
- (2) 鉱工業の振興開発に必要な資金
- (3) 中小企業の振興に必要な資金

(4) 運輸通信施設の整備に必要な資金

(5) 前各号に掲げるもののほか、産業の振興
開発に必要な資金で政令で定めるもの

(6) 住宅の建設に必要な資金

3 資金運用部資金等の運用により、同資金等に損失を生じたときは、予算の範囲内において一般会計から資金運用部資金等に繰り入れて、当該損失を補うものとする。

4 この法律は、昭和四十三年七月一日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、沖縄に対する経済援助の一環として、国が、琉球政府に対し長期資金を貸し付けることにより、同地域における産業の振興開発及び住民の福祉の向上に寄与しようとするものであり、その趣旨は妥当なものと認める。よつて、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十三年五月七日

沖縄及び北方問題等
に関する特別委員長 床次 徳二

衆議院議長 石井光次郎殿

〔別紙〕

沖縄地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点に配慮すべきである。

一 沖縄の基地依存経済の体質を改善し、経済の自立体制とその安定した発展を確保するため長期経済計画を速やかに樹立すること。

二 沖縄経済の実情に即し、財政援助を拡大するとともに、融資についてはその償還に関し、特別の考慮をすること。

三 沖縄に対する融資については、本土経済との一体化を前提として対象事業を選定するとともに、本土の制度資金より長期低利となるよう特に配慮すること。

右決議する。

昭和四十三年五月七日 衆議院會議録第三十号

一〇〇八

明治三十五年三月三十一日
第三編 郵便物認可

定価 一部 二十五円
ただし良質紙は三十円
(配送料共)

発行所

東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二一(大代)